

居宅介護支援に努めます。

2.事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

3.事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条

1.事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画を支援します。利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。

(1)利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(2)提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成いたします。

(3)居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、料金について利用者及びその家族に説明し、同意を受けます。

(4)その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条

1.事業者は、居宅サービス計画作成後、次に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

(1)利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

(2)居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

(3)利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条

1.事業者は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合利用者に介護保険施設等紹介その他を支援します。

(居宅サービス計画の変更等)

第7条

1.事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づき居宅サービスが円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2.事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

(給付管理)

第8条

1.事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条

1 事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2.事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条

1.事業者は、利用者へのサービスが終了した日から5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

2.介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を行います。

(料金)

第11条

1.事業者が提供する居宅介護支援に対する利用者の料金は、別紙「重要事項明書」のとおりです。

(利用者の解約等)

第12条

1.利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

2.利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

(事業者の解約)

第13条

1.事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。利用者が指定する他の居宅介護支援事業者等への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行うものとします。

2.事業者は、利用者の著しい不信行為（事業者の職員に対して行う 暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為等のハラスメント、職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載した場合など）により健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第14条

1.次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
- (3) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者が担当外に転居された場合
- (6) 介護保険サービスの利用が6か月以上なかった場合

(事故時の対応)

第15条

1.事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2.事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、

この限りではありません。

(秘密保持)

第16条

- 1.事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2.事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供する サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

(相談・苦情等)

第17条

- 1.事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(身分証携行義務)

第18条

- 1.介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(法令順守)

第19条

- 1.事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第20条

- 1.利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 2.本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところに基づき、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(契約外の事項)

第21条

- 1.この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2.この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものであるため、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約を行います。

(合意管轄裁判所)

第22条

- 1.利用者と事業者は、この契約の履行において、解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判によって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1.使用する目的

※利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合

※入院が必要になった場合、医療機関へ在宅での経過の提供

※事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合

2.使用する事業者の範囲

・ ・ 居宅サービス計画に定められた事業者

主治医・医療機関

3.使用する期間

契約締結から契約終了まで

4.条 件

(1)個人情報保護法に伴い個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2)個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

5.その他

個人情報提供先変更の場合は、通知すること。

個人情報使用の説明を受け個人情報使用に同意致します。

この契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が各一通を保有するものとしします。

契約締結日
月

令和 年
日

(利用者)

住所

氏名

印

(家族の代表者)

住所

氏名

印

(本人との続柄)

印不要

※自書の場合 押

(事業者)

所在地 東京都世田谷区等々力4-27-16 石井ビル1

F

事業者名 医療法人社団白寿会

理事長 和田 博美

印

改定 令和6年 4月1日